

議案第 58 号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

小田原市立学校条例（昭和 39 年小田原市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市立前羽幼稚園の項及び小田原市立下中幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正）

2 小田原市学校給食共同調理場設置条例（昭和 57 年小田原市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（幼稚園を含む。）」を削る。

（小田原市学校給食費等に関する条例の一部改正）

3 小田原市学校給食費等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市学校給食費に関する条例

第 7 条を削る。

第 8 条第 1 項中「（前条の給食費を含む。）」を削り、同条第 3 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

（小田原市学校給食費等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 令和 8 年 3 月分以前の月分の小田原市立下中幼稚園における給食に係る給食費の徴収等については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

市立の幼保連携型認定こども園としてたちばなこども園を設置することに伴い、前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止するため提案するものであります。